

平成30年第2回 広島市議会定例会提出案件

予算案	条例案	その他の議案	専決処分承認案	計	報告
1件	3件	13件	1件	18件	9件

1 予算案

(1) 平成30年度広島市一般会計補正予算（第1号）

2 条例案

(1) 広島市市税条例等の一部改正について（財政局）

地方税法等の改正に伴うもの

（主な改正内容）

1 個人の市民税

非課税限度額を以下のとおり改める。

		改正前	改正後
障害者、未成年者、寡婦又は寡夫に対する非課税限度額		125万円	135万円
全ての納税義務者に対する非課税限度額	均等割	35万円×（本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数）+21万円※	35万円×（本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数）+21万円※ +10万円
	所得割	35万円×（本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数）+32万円※	35万円×（本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数）+32万円※ +10万円

※同一生計配偶者及び扶養親族を有しない場合には加算しない。

施行期日 平成33年1月1日

2 固定資産税

- (1) 原則として据え置くこととされている評価替え後の2年度間の土地の価格について、地価が下落している場合に簡易な方法により価格の下方修正ができる特例措置を平成31年度及び平成32年度においても継続する。

施行期日 公布の日

- (2) 生産性向上特別措置法の規定により市が作成する導入促進基本計画に沿って中小事業者等が一定の機械・装置等を取得した場合について、その固定資産税を算出する際の課税標準額を零とする特例措置を講じる。

施行期日 公布の日又は生産性向上特別措置法の施行の日のいずれか遅い日

- (3) 地域再生法に基づく地域再生計画に従い認定を受けた事業者が本社機能を拡充し、又は移転した場合に取得した一定の固定資産に係る税率の特例措置について、2年延長するとともに、税率を以下のとおり改める。

税率	本来の税率	拡充型		移転型	
		改正前	改正後	改正前	改正後
初年度	1.4%	0.14% [1/10]	0% [0]	0.14% [1/10]	0% [0]
第2年度		0.467% [1/3]	(現行に 同じ。)	0.35% [1/4]	
第3年度		0.933% [2/3]		0.7% [2/4]	

[]は本来の税率に対する割合

施行期日 公布の日

- (4) 水質汚濁防止法に規定する特定施設等を設置する工場又は事業場における一定の処理施設に係る課税標準の特例措置について、2年延長するとともに、価格に特例として乗じる割合を3分の1から2分の1に改める。

施行期日 公布の日

- (5) 津波防災地域づくりに関する法律の規定により津波対策の用に供する避難施設に係る課税標準の特例措置について、3年延長するとともに、価格に特例として乗じる割合を以下のとおり改める。

区分	改正前	改正後
指定避難施設	(特例なし)	3分の2
協定避難施設	2分の1	(現行に同じ。)

施行期日 公布の日

- (6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について、2年延長するとともに、価格に特例として乗じる割合を以下のとおり改める。

発電設備の区分		出力	改正前	改正後	
認定発電設備 (固定価格買取制度の対象として認定された発電設備)	水力	5,000kw以上	2分の1	3分の2	
		5,000kw未満		(現行に同じ。)	
	地熱	1,000kw以上		(現行に同じ。)	
		1,000kw未満		3分の2	
	バイオマス	10,000kw以上 20,000kw未満		3分の2	
		10,000kw未満		(現行に同じ。)	
	風力	20kw以上		3分の2	(現行に同じ。)
		20kw未満			4分の3
認定発電設備以外	太陽光	1,000kw以上	4分の3		
		1,000kw未満	(現行に同じ。)		

施行期日 公布の日

3 市たばこ税

- (1) 税率を、平成30年10月1日から、以下のとおり段階的に引き上げる。

税率（1,000本当たり）			
現行	①平成30年 10月1日から	②平成32年 10月1日から	③平成33年 10月1日から
5,262円	5,692円	6,122円	6,552円

- 施行期日 ①平成30年10月1日
②平成32年10月1日
③平成33年10月1日

- (2) 加熱式たばこについて、平成30年10月1日から、税負担を段階的に引き上げる。

施行期日 平成30年10月1日

- (3) 旧3級品の製造たばこに係る特例税率の廃止時期を、平成31年4月1日から同年10月1日に延期する。

施行期日 平成30年10月1日

- (2) 広島市介護保険条例の一部改正
について（健康福祉局）

介護保険法施行令の改正に伴う規定の整備

施行期日 平成30年8月1日

(3) 広島市市営住宅等条例の一部改正について（都市整備局）

市営住宅を廃止するもの

名 称	位 置
安佐北原住宅 ^{きたはら}	安佐北区安佐町大字久地

施行期日 公布の日

3 その他の議案

(1) 新たに生じた土地の確認及び当該土地を町の区域に編入することについて（企画総務局）

公有水面の埋立てによるもの

位置	面積	編入する町の区域
佐伯区五日市港一丁目の地先 ^{いつかいちこう ちさき}	27万6,540.25㎡	佐伯区五日市港一丁目 ^{いつかいちこう}
佐伯区五日市港一丁目及び五日市港二丁目のそれぞれの地先 ^{いつかいちこう ちさき}	4,491.54㎡	

(2) 訴えの提起について（健康福祉局）

地域活動支援センターの運営に係る補助金の不正請求に係る損害賠償金等の支払を求めもの

1 被告 福田 抄湖^{しよこ}

2 請求の趣旨

補助金の不正請求に係る損害賠償金及び遅延損害金の支払

(3) 調停について
(道路交通局)

広島高速5号線の新設に係るトンネル工事に伴う損害についての調整に関し調停に応ずるもの

(主な調停内容)

- 1 広島高速道路公社は、牛田地区におけるトンネル掘削の期間中、地表面沈下量、騒音レベル及び振動レベルの計測を行うとともに、一次管理値及び二次管理値を設定し、一次管理値に達した場合は計測等を強化し、二次管理値に達した場合は一旦トンネル掘削を停止し、要因を分析し、対策案を検討し、対策を決定して地域住民に説明し、及び当該対策の実施を前提としてトンネル掘削を再開する。
- 2 広島県及び広島市は、トンネル掘削により生じた変状が基準値に達し、沈下した土地の買収を希望する者がある場合は、当該土地の買収及び地上建物等の移転費用の負担について必要な措置を講ずる。
- 3 広島高速道路公社は、夜間に牛田地区においてトンネル掘削を行わない。

- (4) 土地改良事業計画の変更について（経済観光局） 市営土地改良事業を施行する区域の見直しに伴うもの

施行場所 安佐南区沼田町大字吉山^{よしやま}
おおぼら
 (大原地区)

(主な変更内容)

区 分	変 更 前 A	変 更 後 B	増 減 B - A
地 域 の 面 積	15.0ha	14.5ha	△0.5ha
整地工事の面積	13.6ha	12.0ha	△1.6ha
概 算 事 業 費	2億3,000万円	2億695万円	△2,305万円

- (5) 市道の路線の廃止について（道路交通局） 安佐南1区川の内線など6路線

- (6) 市道の路線の認定について（道路交通局） 西5区397号線など22路線

- (7) 契約の締結について（こども未来局） こども療育センター及び児童相談所等改築工事

工事場所 東区光町二丁目

工事概要 鉄筋コンクリート造り一部鉄骨造り6階建てのこども療育センター及び児童相談所等延べ2万1,931.50平方メートルの改築工事

請負金額 61億2,792万円

請 負 人 五洋・増岡建設工事共同企業体

工 期 契約成立の日から平成36年1月31日まで

(8) 契約の締結について
(こども未来局)

こども療育センター及び児童相談所等改築
電気設備工事

工事場所 東区光町二丁目

工事概要 鉄筋コンクリート造り一部鉄骨造り6階建てのこども療育センター及び児童相談所等の電気設備工事

請負金額 8億5,320万円

請負人 浅海電気・長沼電業社建設工事共同企業体

工期 契約成立の日から平成36年1月31日まで

(9) 契約の締結について
(こども未来局)

こども療育センター及び児童相談所等改築
空気調和設備工事

工事場所 東区光町二丁目

工事概要 鉄筋コンクリート造り一部鉄骨造り6階建てのこども療育センター及び児童相談所等の空気調和設備工事

請負金額 10億1,520万円

請負人 新菱・中電工建設工事共同企業体

工期 契約成立の日から平成36年1月31日まで

(10) 契約の締結について
(道路交通局)

上瀬野線跨線橋新設工事

工事場所 安芸区上瀬野町

工事概要 橋桁1連の架設工事並びに橋台1基及び橋脚2基の建設工事

委託金限度額 19億6,316万1,000円

委託先 西日本旅客鉄道株式会社

工期 契約成立の日から平成35年3月31日まで

(11) 契約の締結について
(道路交通局)

安芸中野駅自由通路新設工事

工事場所 安芸区の中野一丁目及び中野二丁目

工事概要 西日本旅客鉄道山陽本線と交差する自由通路延長75メートルの新設工事

委託金限度額 10億8,212万5,000円

委託先 西日本旅客鉄道株式会社

工期 契約成立の日から平成33年3月31日まで

(12) 契約の締結について
(道路交通局)

温品二葉の里線中山高架橋（仮称）上部工
事（その2）

工事場所 東区の中山西二丁目、中山南
一丁目及び中山南二丁目

工事概要 橋桁1連の架設工事の一部

委託金限度額 6億902万6,000円

委 託 先 西日本旅客鉄道株式会社

工 期 契約成立の日から平成32年
9月30日まで

(13) 変更契約の締結について
(環境局)

恵下埋立地（仮称）建設工事

請負金額の変更

変更前	97億3,363万8,240円
変更後	98億3,775万8,880円

変更理由

鉛によって汚染された土壌の除去の追
加による。

4 専決処分の承認

- (1) 広島市市税条例の一部改正について（平成30年3月31日専決処分）（財政局）

地方税法等の改正によるもの
(主な改正内容)

固定資産税について、現行の土地の負担調整措置を平成32年度分まで継続する。

施行期日 平成30年4月1日

5 報告

- (1) 繰越明許費の繰越しの報告について（企画総務局ほか）

一般会計

- (2) 事故繰越しの繰越しの報告について（市民局）

一般会計

- (3) 予算繰越しの報告について（水道局ほか）

水道事業会計、下水道事業会計

(4) 専決処分の報告について
(道路交通局ほか)

道路の管理^{かし}瑕疵等による損害賠償額の決定

道路の管理^{かし}瑕疵

6件 20万7,910円

交通事故

5件 168万5,191円

その他

7件 89万2,623円

(5) 専決処分の報告について
(道路交通局ほか)

工事請負変更契約の締結

- 1 温品二葉の里線中山インターチェンジ工区道路新設工事

工期の終期の変更

変更前	平成30年3月31日
変更後	平成30年9月28日

変更理由

硬岩の掘削工に日時を要したこと等による。

2 沼田公民館、沼田老人いこいの家及び安佐南区役所沼田出張所新築工事

工期の終期の変更

変更前	平成30年3月31日
変更後	平成30年9月30日

変更理由

地中障害物の撤去等に日時を要したことによる。

3 筒瀬トンネル（仮称）建設工事

請負金額の変更

変更前	11億5,178万7,600円
変更後	11億6,779万6,440円

工期の終期の変更

変更前	平成30年3月31日
変更後	平成30年7月31日

変更理由

岩を含むトンネル掘削土を盛土材として流用するための選別作業の追加等による。

4 新しいタイプの高等学校新築工事

請負金額の変更

変更前	36億7,632万0,000円
変更後	36億8,562万7,440円

変更理由

地盤の改良工事の追加等による。

(6) 専決処分の報告について
(都市整備局)

市営住宅を正当な権原なく占有している者
に対する家屋明渡等の訴えの提起

1件

(7) 専決処分の報告について
(都市整備局)

市営住宅に係る家賃の長期滞納者に対する
家屋明渡等の訴えの提起

2件

(8) 専決処分の報告について
(都市整備局)

市営住宅に係る家賃等の長期滞納者との即
決和解

2件

(9) 法人の経営状況報告について
(市民局ほか)

公益財団法人広島市文化財団など14件

[参考]

- (1) 審査請求に対する裁決について
(企画総務局)

公文書の開示に係る手数料徴収処分に不服があるとして審査請求がされたことによるもの

- (2) 審査請求に対する裁決について
(下水道局)

下水道使用料に係る督促処分に不服があるとして審査請求がされたことによるもの